

横浜市瀬谷区総合庁舎及びニッ橋公園整備事業  
入札説明書等に関する質問回答【再公告】補足資料 2  
(質問回答【再公告】(第1回)の回答追記)【修正版】

平成 20 年 6 月 26 日

横浜市

■入札説明書等に関する質問回答【再公告】補足資料2（質問回答【再公告】(第1回)の回答追記)【修正版】

※太字・下線部が修正箇所

変更No	変更対象	No	書類名	別	頁	第 (条)	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	質問の回答
1	【再公告】入札説明書等第1回質問回答	14	要求水準書		14	3	2	(2)	③				公会堂代替施設	工期、建て方を調整し、公会堂代替施設を設けず、本設の公会堂を利用させる提案は可能か。	<p>公会堂については、事業期間中に休館することなく運営することができる場合は、代替施設を設ける必要はありません。ただし、代替施設を設けない提案を行い、提案どおりに実施出来ない状況が生じた場合の事業リスクについては、選定事業者が全ての責任を負うものとします。</p> <p>なお、提案にあたっての条件は、以下のとおりです。</p> <p>「条件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存公会堂の維持管理、運営は、従来どおり市が直営で行い、新公会堂の維持管理、運営は指定管理者(PFI事業者)が行う。新公会堂の維持管理、運営については、要求水準書第13及び第14に従う。</li> <li>・既存庁舎への熱源供給については、仮設、本設を問わず、既存庁舎解体までの設置・管理は要求水準書に従い、PFI事業者が実施する。</li> <li>・PFI事業者は、新公会堂の引き渡し(仮使用承認)後、速やかに新公会堂の維持管理、運営を開始するものとし、既存公会堂からの管理の移管方法、既存公会堂の解体期間、公会堂以外の庁舎施設(区庁舎及び消防署)の建設開始時期等については、市との協議によるものとする。</li> <li>・公会堂以外の庁舎施設(区庁舎及び消防署)の引き渡しについては、要求水準書のとおり、平成24年1月末日とする。</li> <li>・予定価格は変更しない(10,436,267,000円)。</li> <li>・支払方法については次を目安とし提案すること。           <ul style="list-style-type: none"> <li>A1:公会堂の建設費及び熱源等設置費(公会堂の引渡し後、事業期間の終了までの31回払い(元利均等年2回)を想定。提案の基準金利は1.990%とする。)</li> <li>A2:廃止</li> <li>B1:第一期道路整備費、公会堂を除く庁舎整備費</li> <li>B2:従前どおり</li> <li>C :従前どおり</li> <li>D :従前どおり</li> <li>E :<u>公会堂維持管理運営の対価(31回払い。管理運営の開始:公会堂引渡し後(平成22年度下半期を想定)、初回請求:平成23年4月1日。4回目以降は同額支払とする)</u></li> </ul> </li> <li>・その他の条件、詳細等については、選定事業者の提案をもとに市と選定事業者が協議を行うものとするが、最終決定は市とし、選定事業者はこれに従うものとする。</li> </ul>

変更No	変更対象	No	書類名	別	頁	第(条)	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	質問の回答
2	【再公告】入札説明書等第1回質問回答	111												前回の質問回答(平成19年1月19日、平成19年4月23日、平成19年6月19日、平成19年9月11日公表)は、再公告にも有効であると理解で宜しいでしょうか。(再公告の入札説明書・要求水準・特定事業契約書等に該当する質問に対する回答など)	当初の入札公告(平成19年5月8日)に関連する質問回答(平成19年1月19日、平成19年4月23日、平成19年6月19日、平成19年9月11日公表)は、本再公告に係る手続との関係では効力を有しません。効力を有する過去の質問回答は、「入札説明書等に関する質問回答【再公告】補足資料(有効とする過去の質問回答)」として第2回質問回答の一部として公表しますので、ご確認ください。 再公告に係る入札書類は、当初の入札公告に関連する質問回答等を反映して作成しており、それ自体が本再公告に係る入札書類の解釈に影響を及ぼすことはありません。本再公告の入札説明書等及び質問回答のみが、特定事業仮契約書(案)第1条第50項「入札書類」の定義に含まれ、前回の質問回答はこれに含まれないものとします。また、特定事業仮契約書(案)第1条第63項「要求水準書」の定義に言及されている「第1回及び第2回質問回答」も、本再公告の第1回及び第2回質問回答を指すものとします。 当初の入札公告に係る入札手続において公表された質問回答で確認が必要な質問等については、改めて「入札説明書等に関する質問(第2回)」において質問してください。 なお、入札説明書(p1)の文中の「本事業の基本的な考え方については、…、入札説明書に先行して市が公表した書類によるものとする。」は「本事業の基本的な考え方については、平成18年12月8日に公表した実施方針及び平成19年5月8日の入札公告の入札説明書等と同様であるが、本事業の条件等の一部について、実施方針及び入札公告に関する質問回答等を必要に応じて反映しているので、入札参加者は再公告の本説明書の内容を踏まえ、入札に必要な書類を提出すること。 また、附属資料の1「要求水準書」、2「落札者決定基準」、3「様式集」及び「基本協定書(案)」及び「特定事業仮契約書(案)」は、本説明書と一緒にしたもの(以下「入札説明書等」という。)である。」と変更します。